

飛島村

建築物
耐震改修
促進計画
改訂版



令和2年3月



飛島村

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 飛島村における地震被害の想定	4
第2章 計画の基本的事項	6
2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物	6
2-2 建築物の耐震化の現状と目標	11
第3章 耐震化・減災化促進の基本的な方策	16
3-1 役割分担	16
3-2 促進体制	17
3-3 重点的に耐震化を進める区域と取り組み方針	18
3-4 関連する安全対策	19
第4章 住宅の耐震化促進	22
4-1 普及・啓発	22
4-2 耐震化促進のための支援制度	24
4-3 低コスト耐震化工法の普及	26
4-4 地域における耐震化の取り組みの促進	27
4-5 公的機関による改修促進支援	27
4-6 住宅の改修時の仮住居の提供	28
4-7 段階的耐震改修の促進	28
4-8 簡易耐震改修の促進	29
第5章 建築物の耐震化促進	30
5-1 建築物の耐震化促進	30
5-2 耐震化促進のための支援制度	31
第6章 計画達成に向けて	33

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）など大地震が頻発しており、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災では、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震が発生しました。その後も、平成28年熊本地震（平成28年4月発生）や平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月発生）等が発生しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

このような状況の中、駿河湾から日向灘までの広い範囲を震源とする「南海トラフ地震」の発生が予想されており、愛知県は全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっています。飛島村も東海地震に係る「地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震の危険性が高い地域となっています。

このように大規模地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、建築物を耐震化し倒壊等の被害を防止することが重要です。

そのため、阪神・淡路大震災を教訓として、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年12月に施行されました。

その後、平成18年1月に国が定めた「建築物の耐震化を図るための基本的な方針」は、10年後に、東海地震、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、「平成27年度までに住宅等の耐震化率を90%にする」ことを目標としました。また、同月に「耐震改修促進法」が改正され、地方公共団体において計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を策定することとなりました。

この改正を受けて、愛知県は国の方針に基づき平成19年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築耐震プラン2015」、飛島村は平成20年3月に「飛島村耐震改修促進計画」を策定しています。

さらに、国は「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）において「平成32年度までに住宅の耐震化率を95%にする」ことを目標としました。

愛知県も平成24年3月策定の「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築減災プラン2020」（以下「県計画」という。）において、国と同様の考え方で住宅等の耐震化や減災化について定めています。

また、国は建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月に「耐震改修促進法」を改正しています。

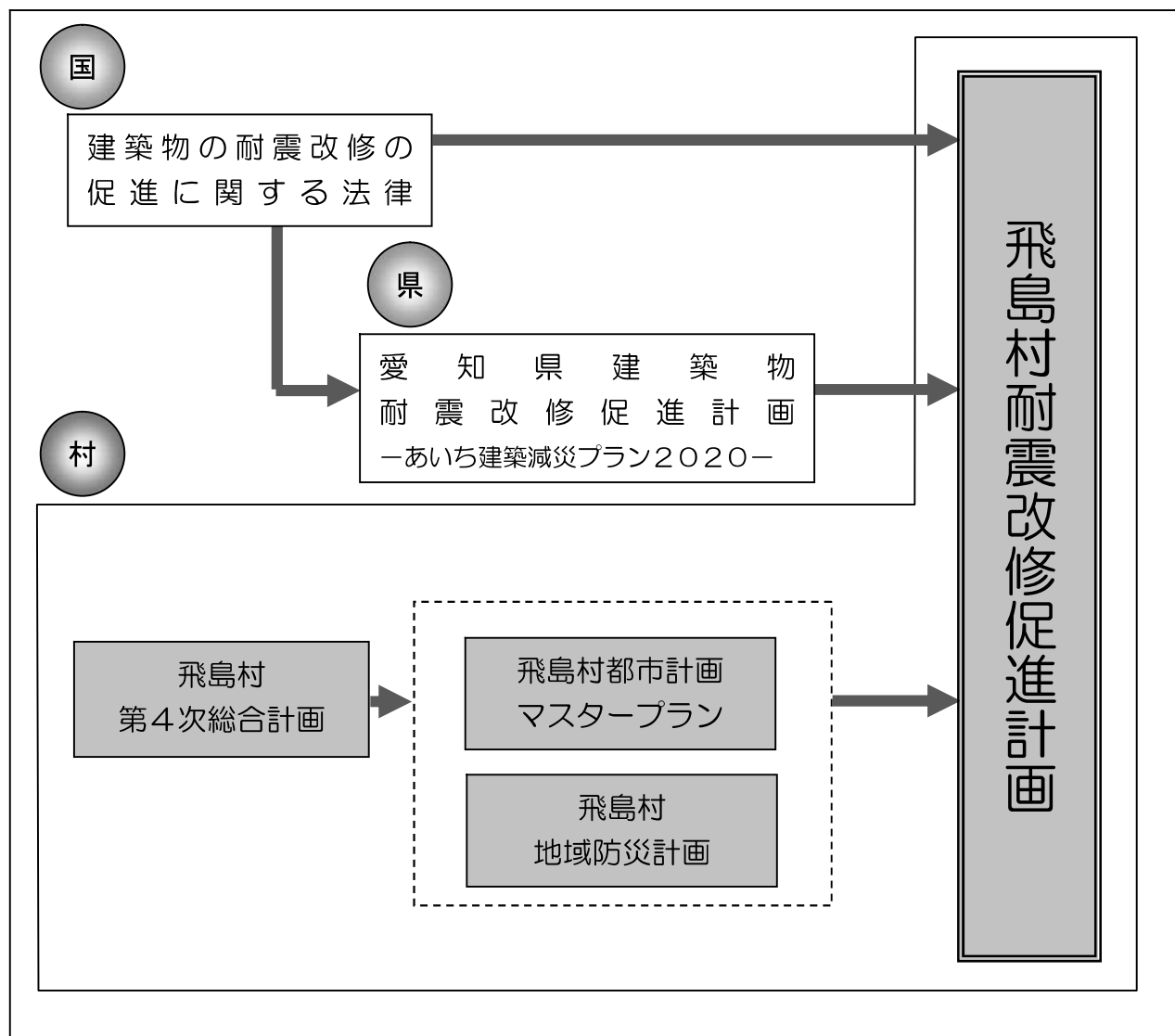
このような動向を踏まえ、飛島村では、耐震化の進捗状況を確認するとともに、「県計画」との整合を図ることを目的として、平成 26 年 2 月に「飛島村耐震改修促進計画」を改訂しています。

今回、平成 26 年に村が策定した計画改定版の目標年度に近づいていることや、平成 31 年に「耐震改修促進法」の更なる改正（避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告の義務付けを追加する、より安全性を高めるための改正）がある等、新たな動きもあることから、平成 26 年策定計画の見直し結果と最新の動向を踏まえた「飛島村耐震改修促進計画(改訂版)」(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「飛島村第4次総合計画」、「飛島村都市計画マスタープラン」、「飛島村地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、飛島村における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

【飛島村耐震改修促進計画の位置づけ】



1-3 飛島村における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

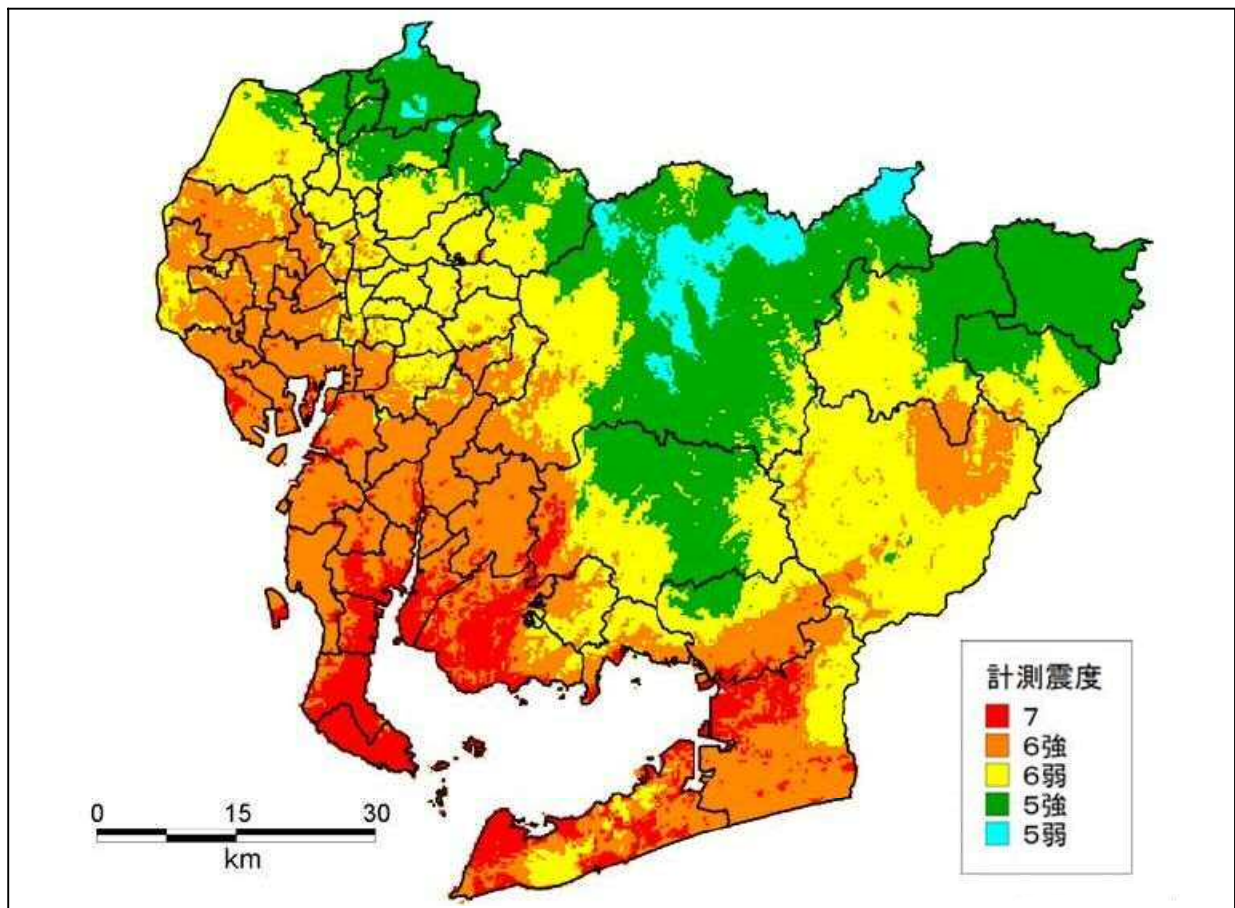
南海トラフ地震の発生により生じる地震の規模及び被害の状況については、平成26年5月に愛知県防災会議地震部会により、被害が想定されています。

この被害想定は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の推計結果のうち、愛知県に対して最も影響が大きいケースによるものであり、以下のモデルを用いています。

- ・震度分布及び液状化危険度の推計に用いられた強震断層モデル：マグニチュード9.0
- ・浸水想定域の推計に用いられた津波断層モデル：マグニチュード9.1

この被害想定によると、愛知県では震度6弱、震度6強の地域が大きくひろがり、沿岸部を中心に震度7の地域も広く分布すると想定されており、飛島村においても最大震度7と想定されています。飛島村での人的被害や建物の被害については、最大で死者数約40人、建物の全壊・焼失棟数約800棟と想定されています。

【震度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）】



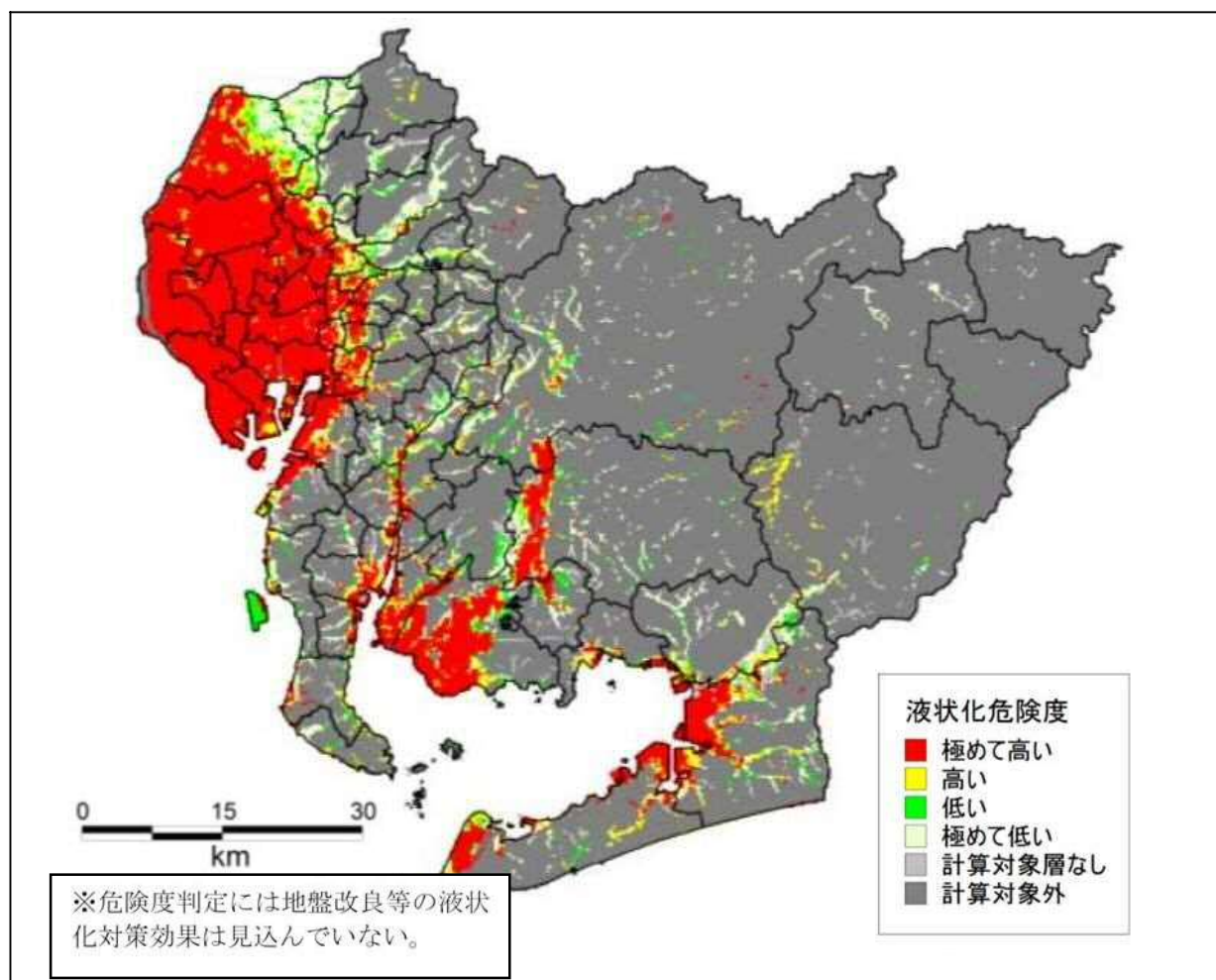
資料：「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月）
愛知県防災会議地震部会

2. 想定される液状化の状況

平成 26 年 5 月の愛知県防災会議地震部会の想定によると、愛知県では、濃尾平野および矢作川沿、豊川沿等が液状化の危険度が高いものと想定されています。

飛島村においては、村域の大部分で「液状化の可能性大」と想定されています。

【液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）】



資料：「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）
愛知県防災会議地震部会

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を低減することを目的として策定します。

本計画では、飛島村における耐震化状況等を勘察し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。なお、計画期間中に耐震化することが難しい建物に対しては、減災化を促進していきます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、飛島村全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度までとし、耐震化の目標の設定とその取組みを行っていきます。また、計画及び事業の進捗状況や上位計画の改訂、社会情勢を勘察し、必要に応じ、計画期間や計画内容、目標を見直します。

3. 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、昭和56年の建築基準法改正前の基準で建てられた建築物の内、耐震性のない住宅及び特定既存耐震不適格建築物(以下「特定建築物」という。)を含む建築物とします。

ここでいう「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。また、特定建築物とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下の①～③に示す建築物の内、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

① 多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法 第14条第1号
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法 第14条第2号
③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき通行障害既存耐震不適格建築物」という。）	耐震改修促進法 第14条第3号

① 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

※1 法	政令 第6条 第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定子ども園、保育所	階数2以上かつ床面積500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※2(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
第4号	公衆浴場		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	

※1 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第 14 条第 2 号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

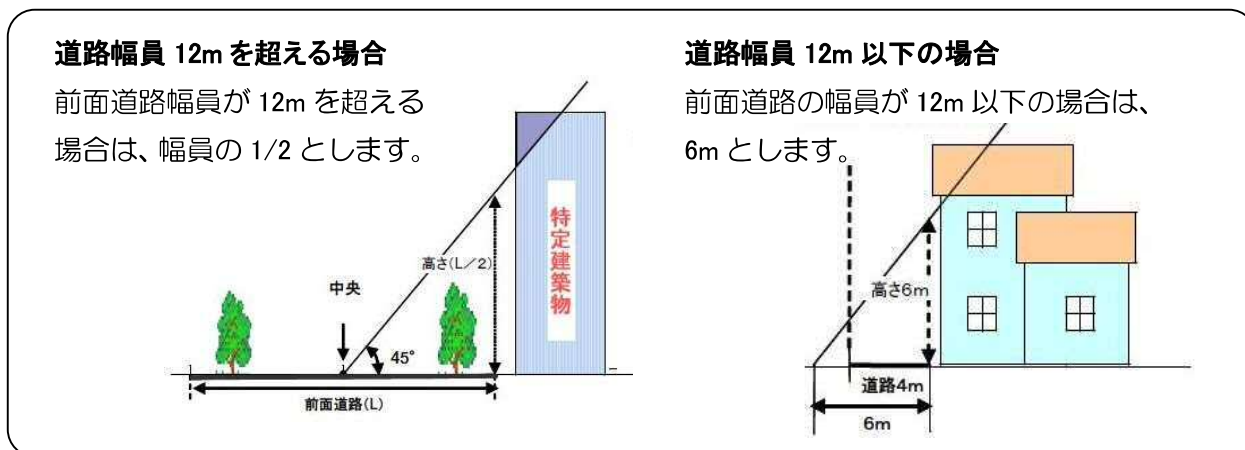
※1 法	政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		数 量
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物(石油類を除く)		
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類		30 トン
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		20 立方メートル
	第 5 号	マッチ		300 マッチトン ※2
	第 6 号	可燃性のガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)		2 万立方メートル
第 7 号	圧縮ガス		20 万立方メートル	
第 8 号	液化ガス		2,000 トン	
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)		20 トン	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)		200 トン	

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7200 個、約 120 kg。

③ 通行障害既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離(前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものを超える建築物を対象とします。



■ 「地震発生時に通行を確保すべき道路」とは

● 県指定緊急輸送道路(耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号)

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、「愛知県地域防災計画」で定められた第1次、第2次緊急輸送道路とします。

愛知県では、第1次緊急輸送道路(自動車専用道路を除く)を「耐震改修促進法第5条第3項第2号」の規定に基づく道路、第2次緊急輸送道路を「耐震改修促進法第5条第3項第3号」の規定に基づく道路と定めています。

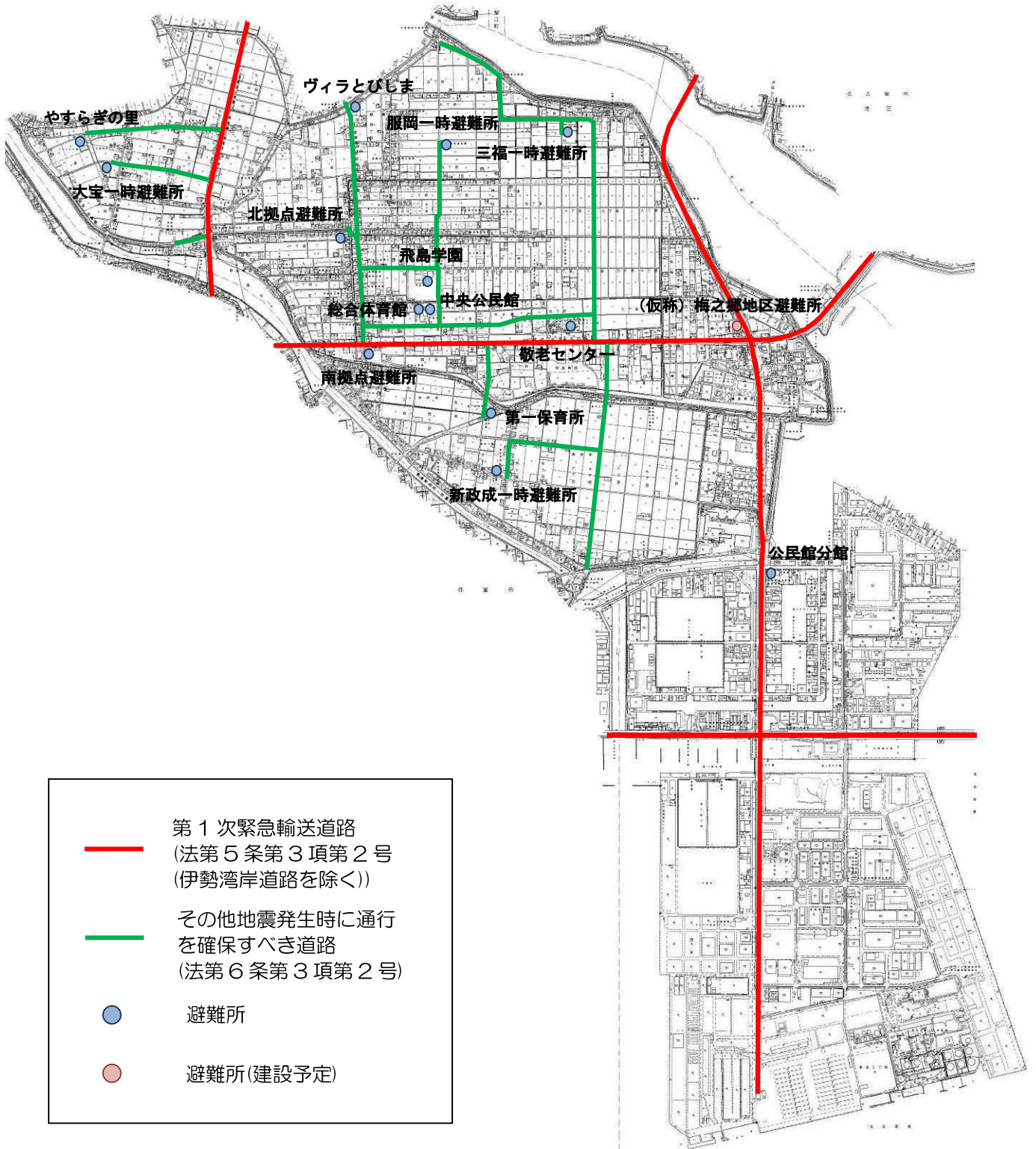
● 村指定のその他地震発生時に通行を確保すべき道路(耐震改修促進法第6条第3項第2号)

地震等の災害発生時において、対策本部が設置される村役場を起点として、多くの一般住民が避難する以下の主要な避難所を結ぶルートについては、県指定の緊急輸送道路と当該施設を結ぶアクセス道路として、地震発生時に通行を確保すべき道路に指定します。

【飛島村の主な避難所(令和元年度現在)】

避難所	中央公民館、総合体育館、敬老センター(ふれあいの郷)、やすらぎの里、第一保育所、飛島学園、大宝一時避難所、服岡一時避難所、三福一時避難所、北拠点避難所、南拠点避難所、新政成一時避難所、公民館分館、ヴィラとびしま
避難所(建設予定)	(仮称)梅之郷地区避難所

【地震発生時に通行を確保すべき道路】



2-2 建築物の耐震化の現状と目標

1. 飛島村内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性が足りていないとされています。

(1) 住宅の耐震化の状況

飛島村内における住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅総数 1,083 戸のうち、耐震性があると判断されるものは、784 戸となっており、72%の住宅で耐震性があると推計されています。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が 299 戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

【飛島村における耐震性のある住宅の割合】

(単位：戸)

分類	新耐震住宅 (耐震性あり)①	旧耐震住宅		耐震性のある 住宅①+②	割合
			耐震性あり※2 ②		
戸建木造	391	481	191	583	67%
戸建木造以外	149	62	52	201	95%
計	541	542	243	784	72%
	1,083 ※1				

※1 課税台帳（平成31年1月現在）を基に算出

※2 旧耐震住宅のうち、耐震性ありとした戸数の割合は、県計画における割合に平成25年住宅・土地統計調査の結果と村内の耐震改修実績を加味し、木造39.7%、木造以外84.0%

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

飛島村における、耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む、平成31年1月時点）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び旧耐震建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が50%であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は4棟となっています。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の現状】

(単位：棟)

	公共建築物		民間建築物	合計
		うち村有建築物		
b 新耐震建築物	0	0	1	1
旧耐震建築物	4	3	3	7
c 耐震性あり※	3	2	0	3
d 耐震性なし	1	1	3	4
a 合計	4	3	4	8
耐震化率((b+c)/a)	75%	67%	25%	50%

※ 耐震性あり＝新耐震建築物及び耐震化が確認されている建築物

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する用途（危険物の貯蔵場又は処理場）の建築物は、飛島村内にありません。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

飛島村には、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物（地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物）が 25 棟あります。そのうち、耐震性があると判断される建築物はなく（0%）、すべて耐震性がないと判断される建築物（100%）と推計されます。また、耐震性がないと判断される建築物のうち、県指定緊急避難路沿道に立地している建築物はなく、その他地震発生時に通行を確保すべき道路沿道に 25 棟立地しています。

なお、平成 25 年度計画から地震発生時に通行を確保すべき道路を追加しているため、対象となる建築物が 2 棟増加しています。

【地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状】

(単位：棟)

	特定建築物(旧耐震建築物)	
		内耐震性なし
県緊急輸送道路	0	0
村指定その他地震発生時に通行を確保すべき道路	25 棟	25 棟
計	25 棟	25 棟

※現在の耐震化状況が不明のため、旧耐震建築物を耐震性がない建築物と判断した。

2. 耐震化の目標設定の考え方

国の基本方針の主旨を踏まえ、住宅については耐震化率の目標を定めます。また、建築物は多数の者が利用する特定建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について耐震化率の目標を定めます。その際すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

3. 住宅の目標

住宅については、令和 7 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。

【住宅の目標】

令和 7 年度の居住世帯のある住宅数（推計）	令和 7 年度に耐震性を有する住宅数の目標	耐震化率目標
1,075	1,021	95%

平成 31 年時点で耐震性がある住宅	※特に施策を講じなくても耐震化される住宅	今後 6 年間の施策必要戸数（H31～R6）	合計
784	32	205	1,021

課税台帳及び住宅土地統計調査（愛知県）から推計

※特に施策を講じなくても耐震化される住宅の内訳

以下の①～③の計

- ①世帯の増加（推計）に対応して新築される住宅数
第 4 次飛島村総合計画の将来人口から推計した世帯推計をもとに、
将来の住宅数 1,075 戸と推計（8 戸減少）。
- ②令和 7 年までに滅失される（建替える）と推計される住宅数
過去の趨勢から推計=21 戸
- ③令和 7 年までに耐震化される住宅数
住宅土地統計調査（平成 15 年）から推計=11 戸

4. 建築物の目標

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する特定建築物については、令和 7 年度までに 1/5 まで削減する目標とします。

用途分類毎の削減目標は次ページに示すとおりで、対象の公共建築物および民間建築物について耐震化を図ります。

(2) 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、飛島村に該当する建築物がないことから目標を設定しません。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、平成 25 年度計画において平成 32 年度迄に 19 棟耐震化する計画でした。

本計画においては、令和 7 年度までに 20 棟耐震化し、耐震性のない建築物（不明も含む）を 25 棟の 1/5 の 5 棟に削減するものとし、愛知県と連携しながら着実に耐震化を促進していきます。

(4) その他の建築物の目標

その他の建築物のうち村が所有する建築物については、平成 19 年度時点には、耐震化未対応建築物である小学校の施設 6 棟がありましたが、平成 22 年度の飛島村小中一貫教育校の開校による廃校で、村有建築物はすべて耐震化が図られています。（「5-1 建築物の耐震化促進」参照）
また、それら以外の建築物についても、愛知県と連携し積極的に耐震化を図ります。

【多数の者が利用する建築物の目標】

分 類		耐震化の現状と目標(耐震性のない建築物を1/5に削減) 上段:H31年1月現在 特定既存不適格建築物の数 中段:R7年度目標 特定既存不適格建築物の数 下段:特定既存不適格建築物の削減目標(1/5以下)				
		公共施設		民間建築物	全体	
			村施設			
① 災害 応急 対策 活動 に 必要 な 公共 及び 民間 施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等)	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		-	-	-	-	
	地域 有 り 防 災 計 画	救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	0	0	0	0
			0	0	0	0
			-	-	-	-
	地域 防 災 計 画 無 し	避難場所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集会所、 公会堂、老人福祉センター、体育館等)	0	1	0	0
			0	0	0	0
			-	1/5より小	-	-
	地域 防 災 計 画 無 し	災害時要援護者のための建築物 (老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉施設等)	0	0	0	0
			0	0	0	0
			-	-	-	-
	地域 防 災 計 画 無 し	生徒の応急教育建築物 (学校、幼稚園、保健所)	0	0	0	0
			0	0	0	0
			-	-	-	-
地域 防 災 計 画 無 し	救護建築物 (救急病院、救急診療所)	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		-	-	-	-	
② ① 以 外 の 公 共 施 設	公共建築物 (博物館、美術館、図書館、 体育館、集会所、公会堂等)	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		-	-	-	-	
	上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く)	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		-	-	-	-	
公営住宅	0	0	0	0		
	0	0	0	0		
	-	-	-	-		
③ 民間 ① 施 設 以 外 の	民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、 ホテル、飲食店等)	0	0	3	3	
		0	0	1	1	
		-	-	1/5	1/5	
	賃貸共同住宅	0	0	0	0	
		0	0	0	0	
		-	-	-	-	
合 計	0	0	3	3		
	0	0	1	1		
	-	-	1/5	1/5		

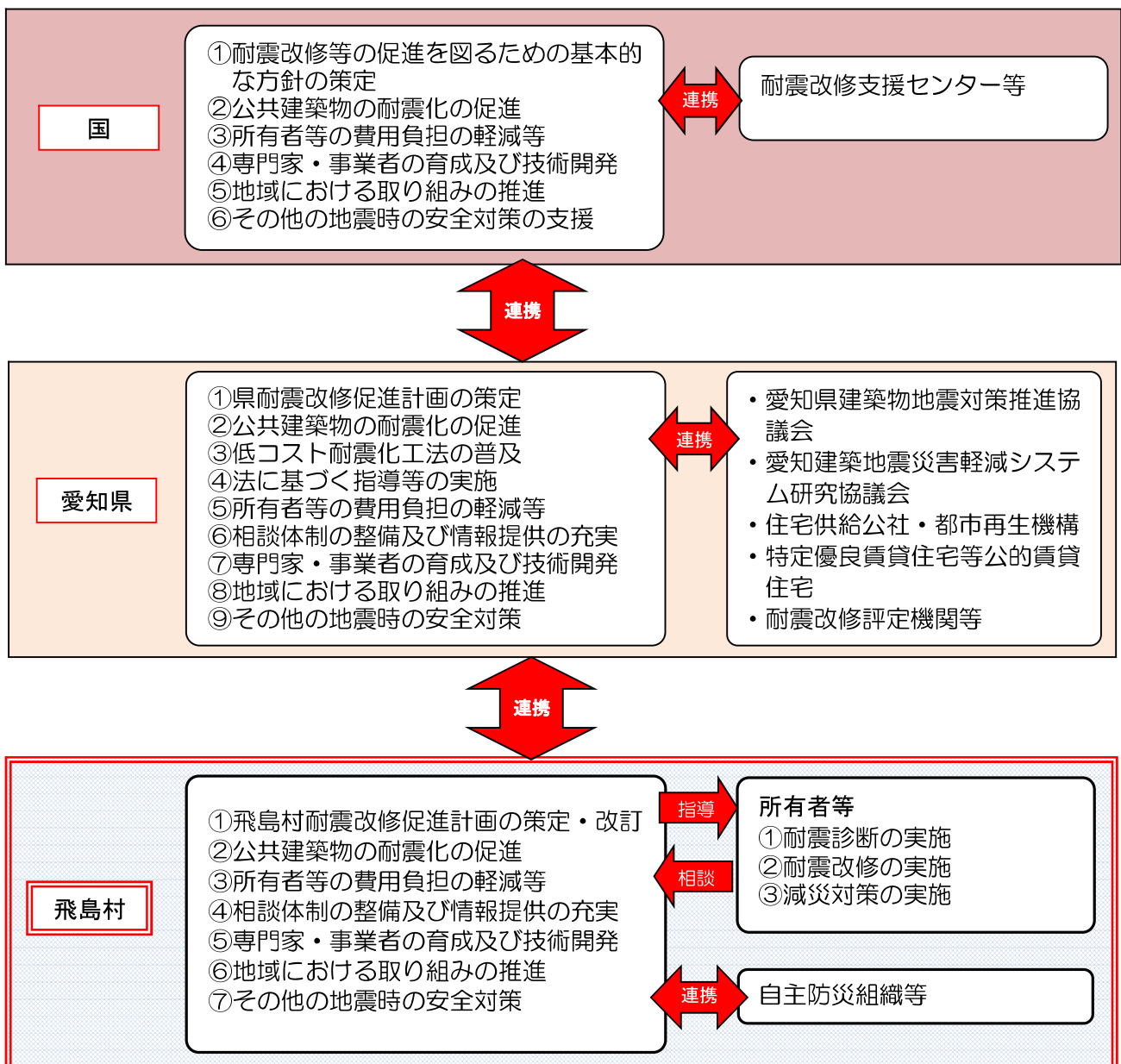
第3章 耐震化・減災化促進の基本的な方策

3-1 役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

【国・県・村・所有者等の役割分担】



3-2 促進体制

1. 耐震化・減災化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

(1) 愛知県との連携

飛島村は、地域の状況を踏まえ、「愛知県建築物耐震改修促進計画」との整合を図りながら本計画を策定（改訂）しています。今後も、愛知県と連携した情報収集や、愛知県と適宜連絡をとりながら、よりの確に耐震化・減災化を推進するものとします。

(2) 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、飛島村を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め10の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

これまでの活動に関しては、協議会において改修事業者の技術力向上を図るための講習会を開催したり、協議会の一員である本村において無料耐震診断の案内やイベント時に耐震化PRを行う啓発・普及活動を実施したりする等、着実に取り組みを進めてきました。

今後も、推進協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

(3) 自主防災組織等との連携

飛島村には23の自治会があり、全ての自治会において自主防災組織が設立されています。また飛島村はこれらの自主防災組織への資材の助成をはじめ、防災訓練等の支援や研修を行っています。

今後も自主防災組織等との連携を強化するとともに、耐震化・減災化の促進や自主防災力の向上を支援します。

(4) 飛島村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの充実・改善

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、本村は「飛島村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しており、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価しています。

住宅の耐震化を強力に推進することを目的として、今後も本プログラムの充実・改善を図ります。

2. 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

飛島村では、開発部建設課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

また、イベント時（ふるさとフェスタ）において耐震 PR ブースを出展し、耐震化・減災化をはじめとした住宅の相談に応じる取り組み等を実施しています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

飛島村の相談窓口：開発部建設課 場所：飛島村役場 1 階 TEL 0567-97-3464（直通）

3. 減災ハンドブックの作成

住民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、今後発生が予測される地震の情報や防災・減災の耐震対策等に関する情報提供を行う飛島村減災ハンドブック（平成31年4月）を作成し、全世帯に配布しています。

3-3 重点的に耐震化を進める区域と取り組み方針

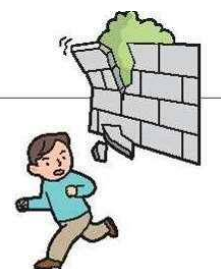
住宅が立地する本村の北部を、重点的に耐震化を進める区域とします。重点的に耐震化を進める区域において、「耐震診断ローラー作戦」を積極的に展開し、耐震化の促進を図ります。

3-4 関連する安全対策

1. ブロック塀の安全対策

ブロック塀の倒壊は死傷者や道路閉塞を発生させ、避難や救援活動の妨げとなる恐れがあります。

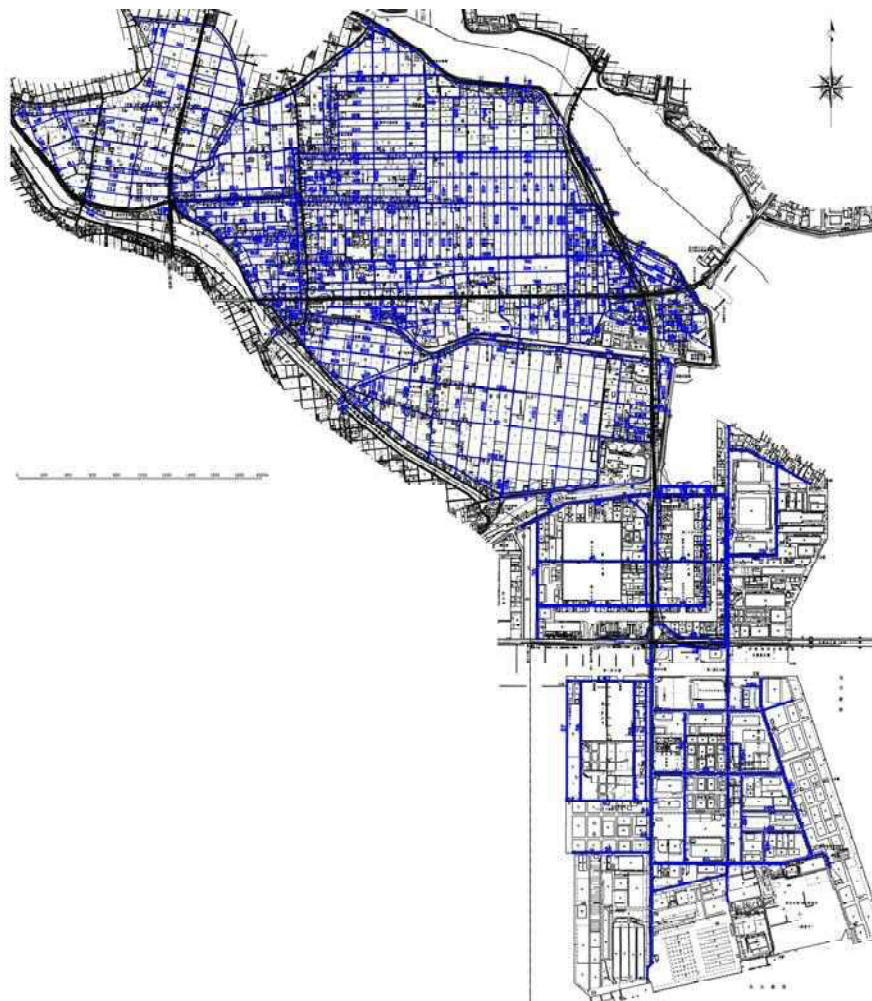
そのため、ブロック塀の危険性について、今後もホームページや広報等において住民に周知するとともに、村内道路等に面するブロック塀の撤去に対する補助を行うことで減災化をより推進していきます。ブロック塀の安全対策を実施する区域は村全域とし、以下の村内道路網図に示す路線を対象とします。



【飛島村における現在の安全対策補助】

	対 象	補助内容
ブロック塀等 撤去費補助	道路等に面するブロック塀	撤去に要する壁面 1 平方メートル当たり 1 万円を乗じた額と撤去に要した工事費のいずれか少ない額の 2 分の 1 (上限 10 万円)

【村内道路網図】



2. 窓ガラスの飛散・天井の落下対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、今後もホームページや「飛島村 減災ハンドブック」等において、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性の周知や、窓ガラスへの飛散防止フィルム貼り付け等の安全対策の手法等についても周知を図ります。



3. エレベータの安全対策

地震発生時のエレベータの緊急異常停止により人が閉じこめられてしまうなどの被害を避けるため、引き続き、地震時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について「飛島村 減災ハンドブック」等による周知を図るとともに、県や関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置についてパンフレットの配布等による周知を図ります。

4. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、家具等の転倒による死傷や、迅速な避難への支障が生じることが考えられます。

そのため、だれでもすぐに取り組み始める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をホームページや「飛島村 減災ハンドブック」等を活用して今後も住民に周知し、家具の安全対策の取り組みを図ります。

タンス・棚

L字金具、ボール、ストッパーなどを使って、壁・柱・かもしなどに固定します。2段重ねの家具は、重ね留め用金具を使って上の家具の落下を防ぎます。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。

テレビ

できるだけ低い位置に置いて、専用の固定用金具やベルトなどで固定します。壁・床に固定されたテレビ台とテレビを直接固定するのが確実です。

冷蔵庫

専用のベルトで固定します。ベルトは家電量販店などで販売されています。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。

食器棚

専用の扉開閉防止用具をとりつけます。ガラス面には飛散防止フィルムを貼ります。特に、ボールを使用して固定する際は、ストッパーや粘着マットを併用しましょう。

照明器具

つり下げ式の照明は、チェーンや金具を使って天井に固定します。

ピアノ

専用の耐震固定具が販売されています。購入店・メーカーに問い合わせましょう。

飛島村減災ハンドブック（平成31年4月）より

5. 耐震シェルター等設置の促進

地震対策には、建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面で実施が難しい場合があります。

このため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段（耐震シェルターや耐震ベッドの設置）について、引き続き、ホームページや広報等による周知・設置の促進を図ります。

【飛島村における現在の安全対策補助】

	対象	補助内容
耐震シェルター等 設置費補助	耐震シェルター又は防災ベッド の設置	購入金額の3/4 又は 30 万円の いずれか低い額

6. 液状化対策・津波対策

飛島村は、地盤の液状化や津波による被害が大きいと予想されています。

液状化については、「飛島村 減災ハンドブック」等による危険度の周知に合わせ、対策方法等に関する情報提供を行う等、愛知県と連携して液状化対策の促進を図ります。

津波については、今後も「飛島村 減災ハンドブック」や実践的な防災訓練により危険性と避難等の対策を住民に周知し、被害の軽減に努めます。

津波から身を守るためには

津波が発生したときにとるべき 動

1 常に津波の発生を考えておく

- 強い揺れや長い揺れを感じたら、津波がくると考えてください。
- 感覚的には小さな地震であっても、揺れが長時間続くような場合には、津波が来襲する危険性があります。小さな地震なのに津波はこないといった油断は禁物です。



2 とにかく早く逃げる

- 揺れがおさまらないうちに、津波警報や津波注意報の発表を待たず、とにかく早く、少しでも高い所に逃げましょう。
- 避難所に行くには時間がかかりすぎる場合は、近くの高台や頑丈な高い建物に逃げましょう。原則として、車は使わずに歩いて逃げてください。



3 安全が確認されるまで

- 安全な場所への避難が完了したら、完全に津波の危険性がなくなったことが確認できるまでその場所を離れないでください。
- 気象庁発表の正しい情報で確認しましょう。間違った情報を鵜のみにしないように注意しましょう。
- テレビ（ワンセグ放送）やラジオなどで最新の情報を入手してください。積極的な情報収集を行いましょう。



飛島村減災ハンドブック（平成 31 年 4 月）より

第4章 住宅の耐震化促進

4-1 普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため、引き続き、無料耐震診断や耐震改修などに係る補助・助成制度や安全対策に関する情報などを住民に知ってもらうための的確な普及・啓発活動を推進します。

1. ホームページや減災ハンドブックによる情報提供

愛知県は、耐震化に関する情報提供の一環として、県のホームページやパンフレットにより建築物の防災や耐震化について必要な情報を提供しています。

飛島村はホームページや広報等により、防災・災害情報や耐震化について、より多くの住民が情報を得ることができるよう努めています。

また、「飛島村 減災ハンドブック」を各戸に配布し、地震等の災害に対する知識や対処法の周知を図っています。

今後もこれらの情報提供をホームページや「飛島村 減災ハンドブック」等により続けていくとともに、地震防災マップや危険度情報の提供もあわせて行うことで、防災の普及・啓発に取り組みます。

2. 講習会や防災訓練の実施

愛知県は、市町村の協力のもと、県民の防災意識の向上を図っています。

飛島村は、自治会を対象に防災訓練を実施しており、防災への意識を高める取り組みを実施しています。

今後も、これらの活動を年中行事として実施することで住民の防災に関する意識を高めることに努めます。



3. 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化の中で最重要であることから、旧耐震基準（昭和56年6月以前の建築基準）で建設された木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に耐震診断を周知するため、引き続き、個別にもれなく周知する「耐震診断ローラー作戦」の推進を図ります。「耐震診断ローラー作戦」については、令和元年度時点で村内全ての地区に対して展開していますが、今後、再度展開していき、周知の強化を図ります。加えて、前回計画の期間内に耐震診断を実施した住宅の所有者で耐震改修や建て替えを実施していない住宅の所有者に対して、個別に補助制度の案内を行い、耐震診断の実施を耐震対策につなげるための取組みを推進します。

また、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容の周知を図る等、「耐震診断ローラー作戦」とは別の方法においても耐震化・減災化の促進を図ります。

4-2 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

飛島村では、住宅の耐震診断を実施すると共に、飛島村が行っている木造住宅の耐震診断を受けた人や愛知県建築住宅センターで木造住宅の耐震診断を受けた人で、診断結果が規定の値以下で耐震性に不安のある住宅の耐震改修に対し、補助金を交付しています。

今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」や、愛知県の補助制度である木造住宅の耐震診断補助事業と耐震改修補助事業を活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

【飛島村における現在の無料耐震診断及び耐震改修費助成】

診断、改修		対 象	補 助
木造住宅	無料耐震診断	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造建築物の耐震診断	無料（専門家を派遣します）
	耐震改修費補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造建築物の耐震改修費の一部を補助 飛島村又は（財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で判定値が 1.0 未満	上限 180 万円 （判定値を 0.3 以上上乘せし、かつ、1.0 以上とする工事費）

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標達成に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。飛島村では、対象者がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組んでおり、今後も耐震化の促進を図っていきます。

【令和 2 年 3 月現在の住宅耐震改修に伴う所得税の減額措置】

所得税	対 象	減 額
住宅耐震改修に伴う所得税の減額措置	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、現行の耐震基準に適合する工事を行った場合	標準的な工事費相当額（上限 250 万円）の 10%

【令和 2 年 3 月現在の住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置】

固定資産税	対 象	減 額
住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置	昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅で、現行の耐震基準に適合する工事を行った場合（工事費 50 万円以上）	床面積 120 m ² 相当部分までの税額の 1/2（減額期間有り）

4-3 低コスト耐震化工法の普及

飛島村では愛知県と協力し、住宅の耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は高額であるため、住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

そのような中、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

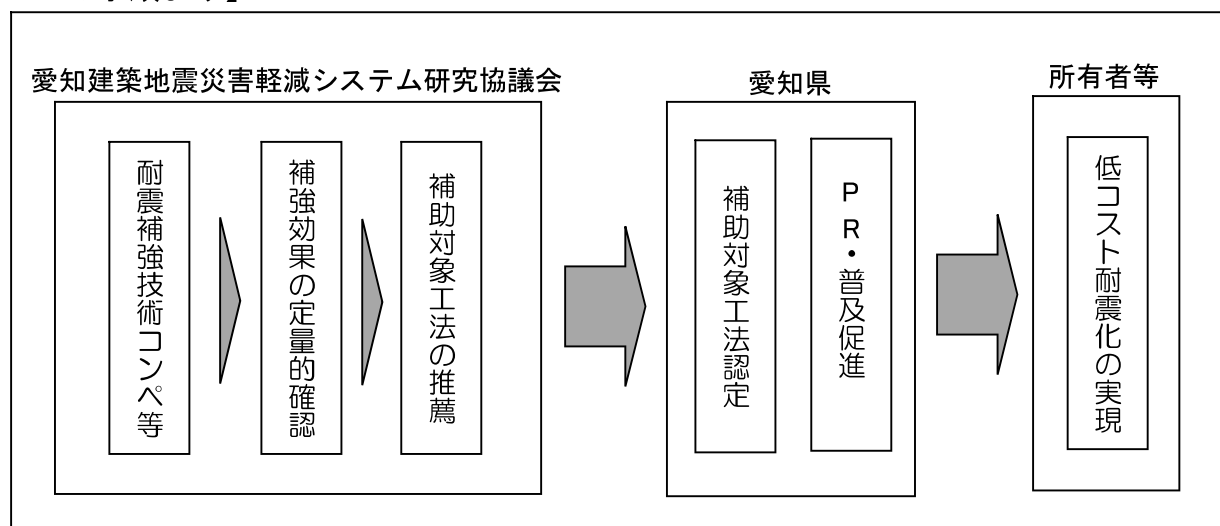
この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。

その協議会の活動として、住宅の耐震補強技術コンペ等を行い、耐震補強効果が定量的に確認できるものについては、協議会として「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の対象工法として取り扱われるよう推薦することとされています。

愛知県では、これらの成果を受けて今後補助対象工法として認定し、PR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に取り組めるように図っていくとしています。

飛島村においても、これら低コストの耐震改修工法について、今後も継続して、同協議会作成の低コスト耐震補強の手引き等を活用した普及・啓発を進め、耐震化の促進を図っていきます。

【参考：愛知県建築物耐震改修促進計画 低コスト耐震補強技術・工法の補助対象化の手順より】



4-4 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、自治会や自主防災組織の活動により耐震化を一層促進させることが重要であることから、自主防災組織等を育成するとともに、活動を支援していきます。

1. 自主防災組織の設置・育成

飛島村は、自治会を中心とする住民等による自主防災組織の設置、育成に努めているところです。近年では、定期的な防災訓練や自主防災班長への研修会等を通じ、効果的な防災活動を行うための取り組みを実施する等、継続的な組織の育成に努めています。今後も防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時および災害発生時において効果的な防災活動を行うため自主防災組織の育成に努めます。

2. 防災リーダーの養成と自主防災活動の推進

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会では「耐震化アドバイザー養成講座」を実施し、地域で耐震化の必要性をPRし、耐震化に関する建築の専門的アドバイスを行うことができる人材を育成しています。

飛島村では、海部ブロックの防災リーダー養成講座を活用し、人材の育成に取り組み、各々の地域において自主防災活動に取り組んでいます。今後もこのような仕組みを活用しながら防災リーダー育成と自主防災活動を推進することにより、地域の防災力の強化に取り組めます。

4-5 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります。この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、耐震改修促進法第29条および第30条に定める特例規定を適用し、地方住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化の促進を図ることとされています。飛島村では、必要に応じてこれら公的機関の活用を図ることとします。

4-6 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があり、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因の一つになっています。

そこで、「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、愛知県内にある特定優良賃貸住宅制度を活用して供給された住宅について、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、耐震改修促進法第5条第3項第4号に基づき、特定優良賃貸住宅等の仮住居としての活用を図ることとされています。飛島村では、必要に応じてこの仕組みの活用を図ることとします。

4-7 段階的耐震改修の促進

本村は規模の大きい住宅が多く、耐震改修にあたっての費用が多額になりやすい状況にあります。一方で、既往の研究からは、判定値0.7以上の耐震改修により住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることがわかってきました。

そこで、これまでのように一度に判定値1.0以上にする耐震改修だけでなく、1段階目の耐震改修工事で判定値0.7以上、2段階目で判定値1.0以上になるような改修等、段階的な耐震改修を促進します。

【飛島村における現在の段階的耐震改修補助】

	対象	補助内容
民間木造住宅 段階的耐震改修費補助	[対象となる住宅] 飛島村又は財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅耐震診断の結果の判定値が0.4（評点40点）未満と診断された昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅 [対象となる工事] 上記住宅について、改修後の判定値を0.7以上1.0未満にする耐震改修工事	改修設計費の2/3の額（上限10万円）と、耐震補強工事費（上限50万円）

4-8 簡易耐震改修の促進

前述の通り、本村は耐震改修費用が多額となる規模の大きい住宅が多いことを踏まえて、地震に対する安全性の向上または住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保することで、地震による木造住宅倒壊から住居者の生命を守るための簡易耐震改修についても促進します。

【飛島村における現在の簡易耐震改修補助】

	対 象	補助内容
簡易耐震改修費 (リフォーム) 補助	<p>[対象となる住宅] 飛島村又は財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅耐震診断の結果の判定値が1.0未滿と診断された昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</p> <p>[対象となる改修] 長い時間を過ごす部屋を補強する改修や、壁を補強する改修、屋根を軽い材料にする改修等</p>	耐震改修工事費の1/2の額 (上限30万円)

第5章 建築物の耐震化促進

5-1 建築物の耐震化促進

1. 村が所有する建築物の耐震化

村が所有する建築物については、平成 19 年度時点には、耐震化未対応建築物である小学校の施設 6 棟ありましたが、平成 22 年度の飛島村小中一貫教育校の開校による廃校で、村有建築物はすべて耐震化がなされました。その後、平成 29 年度に実施した耐震診断の結果により、役場および中央公民館の耐震性能が不足していることが明らかになり、令和元年度に役場の耐震化が完了したため、耐震化未対応建築物 1 棟が存在しています。

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物の耐震化

耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）に伴い、大規模な地震の発生に備えて、震災時に避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防ぐため、地方公共団体が指定した道路沿道の特定建築物の所有者に対し耐震診断を義務化することができるようになりました。愛知県では、広域的な避難、救助活動の観点から第 1 次緊急輸送道路を基本にこの路線を指定し、緊急かつ重点的に取り組むこととしています。

飛島村内では、所有者に対し耐震診断を義務化する路線は、国道 23 号、国道 302 号、主要地方道蟹江飛島線が該当し、平成 25 年度計画では耐震化されていない建築物が 1 棟ありましたが、現在対象となる耐震化されていない特定建築物はありません。他の特定建築物についても、県と連携し、所有者に対し意識啓発を行いながら、耐震化の促進を行います。

3. 耐震改修の認定体制の整備

耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行うことになっています。

飛島村は愛知県や自主防災組織等の地元組織と協力しながら、パンフレット、広報、インターネットなどを活用し、耐震改修に係る補助制度を受けるための要件の一つとなる耐震改修計画の周知を図るとともに、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に繋げるため、建築構造専門家の協力を得る等して、耐震診断の審査や耐震改修計画を評定する体制を整備し耐震化の促進を図ることが必要となります。

そこで、飛島村は所管行政庁である県が耐震改修計画を評定する体制を整備する際において、協力・支援を行います。

5-2 耐震化促進のための支援制度

1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

愛知県では、民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うと共に、民間建築物や地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について、耐震診断費補助及び耐震改修費補助の拡充を検討するとしています。

また、国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、事業者が事務所やホテル等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震改修工事を行った場合の所得税・法人税の特例措置が「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」として創設され、事業用建築物の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。

飛島村は、住民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるように情報提供を行い、愛知県との連携の下、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度の新設・拡充を検討し、耐震化の促進を図ります。

2. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

防災上重要な建築物について、補助制度を検討し耐震化の促進を図ります。

【建築物の耐震診断費補助事業】

名称	概要	対象と補助割合
建築物耐震診断費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適合建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業	対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号の民間建築物 補助割合：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6
防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業	防災上重要な建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業	対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1号の民間建築物 補助割合：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
通行障害既存耐震不適合建築物の耐震診断費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された通行障害既存耐震不適合建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業	対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第2号の民間の通行障害既存耐震不適合建築物 補助割合：国 1/2 県 1/2

【建築物の耐震改修費補助事業】

名称	概要	補助等
要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費補助事業	要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業	対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条第1項各号の民間建築物 補助割合：国 33.3% 県 5.75% 市町村 5.75%
要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業	要安全確認計画記載建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業	対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条各号の民間建築物 補助割合：国 2/5 県 1/6 市町村 1/6

第6章 計画達成に向けて

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基にするとともに、住宅・土地統計調査の集計を参考に進捗状況の確認を行います。

民間建築物については、所管行政庁である県と協力し、指導・助言のため特定建築物台帳等により所在を把握し進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るものとします。

飛島村は、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を勘案するとともに、愛知県建築物耐震改修促進計画、総合計画、地域防災計画等の見直しや改訂の際には、計画内容を検証し、必要に応じ本計画の見直しを行い、効率的かつ効果的な耐震化を図ります。